

〔博士論文要旨〕

議會制の「近代」と「現代」

— フランス第三共和制憲法とその運用を中心に —

本稿はフランス第三共和制の場合を素材にして、近現代の市民憲法の統治原理たる議會中心主義の成立、崩壊を、社会経済的、政治的および法論理的に明らかにし、あわせてそれへの対応のあり方を析出することを課題とする。

市民憲法は、歴史社会的には、資本主義経済を基盤とし、その展開、維持を担う国家の根本法である。すなわち、市民憲法は資本主義経済に適合的な構造を維持しつつ、資本主義の発展段階が異なるにつれて、それへの対応をせまられ、変化する。憲法が歴史的に変化するというとき、そこには、国家権力の現実の主体と被統治主体との対立、抗争の諸関係が必ず存在し、作用している。生産関係の両極およびその周辺に形成される階級が、自己に適合的な社会—政治秩序をイメージするからである。こうして市民憲法における統治様式は、社会における階級的分裂を「統合」しつつ、資本主義社会に敵対的な要求を「排除」とするという、矛盾する二つの課題を追求するものにならざるをえない。この統治様式の典型が議會制である。議會はそれ

自体権力の一つでありながら、権力一般に対抗する制度として出発した。かような議會の、国家権力と社会を媒介する性格のゆえに、社会経済的対抗関係にある両極は、普通選挙制の樹立および政治結社の自由などの政治的自由の保障の下に、議會という場で、政治的対抗を展開するようになる。ここに議會制民主主義の理念が成立する。議會制民主主義は市民憲法の統治原理である以上、先に挙げた「統合」と「排除」という課題を追求する。だが、議會制「民主主義」であるがために、社会の多数派による権力回復の契機をはらんでいる。

右の点を考える時、憲法史において中間層の存在を看過できない。中間層は社会経済的対抗関係の両極の裂け目を埋め、その占める位置のゆえに、両極に組み入ることが可能であり、しばしば重要な役割を果たす。しかし本来的に両極から相対的に位置づけられる存在であるゆえに、中間層は、変革期において独自の構想を積極的に打ち出すことはできない。

本稿は検討の素材をもつばらフランス第三共和制に求める。

竹 内 康 江

フランスにおいては階級対立が比較的鮮明であり、階級意識の成長と持続が、重要な現象として現代まで観察され、しかもそれが主権原理、代表制原理の対抗として表現されてきたからである。フランス大革命以来、フランスのブルジョワジーは、民意から独立した政治を可能にするナシオン主権、ナシオン代表原理を一貫して維持し、労働者を中心とした民衆は、民意による政治を帰結するプーブル主権、プーブル代表原理を対置させてきた。どちらの原理を採用するかで議会制のあり方はまったく異なったものとなる。この対抗関係は第三共和制に持ち込まれ、政治シーンに顕現化してくる。近代議会制は、一方において、社会における多数派の支配を妨げ、他方において、資本主義に敵対的な勢力を議会に到達させてしまった。こうして社会経済的対抗関係の両極に位置する二大階級によって、近代議会制の行き詰まりが自覚され、打開策が模索されることになる。それは先ず実効的憲法の変遷という過程を経て、ついには制定憲法の変更をもたらす。第三共和制における議会制の展開は、第五共和制憲法による議会制のドラスティックな転換に通ずる、改革構想の底流を生み出したのである。

本稿は、第一次世界大戦を境にして、第三共和制前半——「議会中心主義の確立」——と後半（戦間期）——「議会中心主義の翳り」——に時期区分を行い、議会の代表機能とその立法権という二つの視角から、議会内に現われた議論を中心に考察を試みる。

本稿の章ごとの内容は以下の通りである。

第一部 議会中心主義の確立

第一章 共和主義的環境の熟成

第三共和制前夜、フランス社会は、ブルジョワジーと労働者という相對峙する二つの階級に引き裂かれ、労働者は政治的に主権者意識に覚醒していた。普通選挙は保守的な農村社会のフランスが自己表明する選挙であると同時に、平等主義的・社会主義的なプロレタリアートのフランスが自己表明する選挙でもあった。しかし労働者の存在はブルジョワジーの政治的支配を揺るがすには至っていない。なぜなら労働者の全人口に占める比率は三分の一にすぎず、広汎に存在する中間層・農民（＝新しい社会層）が階級対立の緩衝を形成していたからである。政治権力を掌握した新しい社会層は、「反動も革命もお断わり」という中道主義的な立場をとり、議会に階級対立が持ち込まれることを阻止していた。

一八七五年憲法は共和制を樹立したが、これは当時の共和主義的世論を反映している。ティエール政権による「共和制」の名におけるバリ・コミュニケーションの弾圧が、「共和制」に対するアレルギーを緩和したのみならず、社会主義に対抗する「共和制」概念を成立させたことが決定的である。

一八七五年憲法制定過程において、二つの共和制が存在することが明らかにされた。樹立された共和制は、ナシオン主権原理を基礎に置く。第一に、ナシオンは自ら主権を行使せず、その行使を代表者に委任する。選任関係の質を問わず、代議院・

元老院・大統領が国民代表である。第二に、国民代表は全く自由に独自の判断で委任された権限を行使し、命令的委任は禁止される。第三に、選挙民は自己の権利としてではなく、全国民のために選挙権を行使する。第四に、自由は権力による権力の抑制によって保障される。立法権と行政権は分立され、立法権はさらに二院に分割される。この系にあっては、共和制は秩序維持に仕えるものとして把握されている。これに対抗するもう一つの共和制は、プーブル主権原理を基礎とする。第一に、被選の議会だけが、主権者プーブルの唯一の受託者であり、他のいかなる権力も並び立たない。第二に、議会は一院制である。プーブルの意思は一つであり、法律によって表明される。第三に、議会は通年制である。プーブルは一瞬たりとも法的に代表されることをやめないからである。第四に、行政府は議会に從属する。議会は命令的委任制度を介して、プーブルに從属する。ここに《プーブル―議会―行政府》というイエラルシーが成立する。選挙人の多数派によって表明された意思がプーブルの意思、すなわち国家意思となる共和制が支持されるのは、そのような共和制こそが果敢に社会問題に取り組むことができると考えられていたからである。

一八七五年憲法は、ナシオン主権に基づく体制を樹立したが、それは一七九一年憲法体制の復活を意味しない。すべての者に「場」を与える共和制が採用され、共和制の全権力の源泉は、普通選挙権者に求められていた。さらに選挙は信任の意義を与えられ、議員と選挙民との個人的信頼関係の確保を理由に、小

選挙区単記投票制が採用されている。しかし多数派の理解によれば、普通選挙の影響をこうむるのは、さしあたり代議院だけである。この代議院Ⅱ普通選挙に対抗するのが、代議院の解散権を有する大統領と大統領の支持権力たる元老院である。一八七五年憲法は、権力の正当性の根拠を普通選挙に置きつつ、普通選挙の結果に異議を申し立てる装置を、統治機構内部に組み込もうとしたのである。すなわち、二元型議院制の採用である。

第二章 議会の代表機能

「セーズ・メ事件」「一八八四年憲法改正」を通じて、一元型議院制の構想が勝利を占め、憲法の運用レベルで転換が行われる。普通選挙の結果生まれた多数派が尊重されるべきであり、かかる多数派の支持を得ている議会多数派こそ国民意思を表明できるのである。大臣は議会に対してのみ有責で、大統領は大臣の副署なしには何もできない。こうした意味合いで解散権の行使に制約が加わり、解散後の選挙のもつ民主的契機が認識された。ここにいう議会は代議院と元老院からなる。それは論理上元老院の選挙制度に影響を及ぼさずにはいない。なぜなら、セーズ・メ事件において代議院が大統領の挑戦に打ち勝ち一元型議院制を樹立しえたのは、代議院が普通選挙権者を直接に代表していることを援用しえたからにはかならなかつたからである。しかし代議院（Ⅱ革新の精神）と元老院（Ⅱ抑制の精神）との機能上の違いを理由に、両者が同一の組織方法に従うべきではないとされ、元老院の基礎の民主的拡大はまったく不十分にしかなされなかつた。元老院は地方の有力者・名士の会とい

う性格を持ち、県及び全国レベルでの農村の過多代表によって著しく農村的色彩を帯び、制憲者の意思は貫かれることになる。この元老院と代議院の一致をみなければ、国民意思は成立しない。元老院が代議院の意思に譲歩するという保障がない以上、一元型議院制への転換を推進した普通選挙の結果の尊重という理念は、現実化の制度を欠いているといわねばならない。

代議院の選挙制度については、小選挙区単記投票制と県単位名簿式投票制という選択肢があった。前者は人物本位の選挙で、候補者個人にたいする選挙民の信頼が重要な意味をもつ。この制度は選挙区の利益が前面に出て、国民的大問題が後景に押しやられる危険をはらんでいて、たえず批判されていた。後者は思想間の選挙を目指すもので、政党間の選挙へと進展していく契機を持つ。この制度は選挙区における地方的影響から議員を解放することを目的としており、選挙区からの独立を公然と宣言している。選挙に際して国民的レベルで政治理念が提示され、これを通して世論による統治の実現が期待されたのである。この制度にたいしては、選挙民と議員の関係が疎遠になり、代表者が責任を負わなくなるとの批判がある。両制度は議員を、あるいは選挙区民の事実上の代表者に、あるいは政治理念の代表者にすることをたてまねにしているが、どちらも、議会に到達した政治的エリートたちに、国民の意向を自分勝手に解釈し、国民から委ねられた権限を思うままに行使することを許している点で、かわりはない。

憲法の運用過程では、議員の選挙民にたいする事実上の従属、

議会の決定と選挙民の意思との一致が標榜され、半代表制的状态が出現している。理念に見合うよう、選挙は選挙民の意思を正確に伝えるものでなければならない。選挙の公正さを確保するための法整備(秘密投票制、選挙腐敗防止策など)、政治活動の自由(集会の自由、出版の自由、結社の自由)を保障する法整備がはたされ、あるいは着手されている。しかし、代議院議員の選挙制度として小選挙区単記投票制が一立法期を除いて採用されていたため、代議院は実際には地方名士の互選会の代表によって占められていた。「議員が選挙民に従属する」というとき、それは二重の意味でイデオロギー機能をはたす。ひとつは、議員が特定の利益集団たる「選挙委員会」に従っているのに、「選挙民」に従属しているということによって。ふたつは、選挙民が議員に「全面的な信任を与えている」のに、議員が選挙民に「従属している」ということによって。

第三章 議会の立法権

一八七五年憲法は議会に最高法定立権を認めている。①憲法は憲法改正のための特別な手続・機関を定めているが、それは通常の立法手続と実質上変わりがなく、憲法と法律の平準化を帰結する。人権保障条項も、議会に尊重を強いる基本原理も存在していない。法律に優越する実定法は存在しないのである。

②法律をコントロールする手続についても、以下のような不十分さが確認される。(i)憲法は正文上違憲立法審査制を積極的に認めていない。(ii)抗弁方法による違憲立法審査権は裁判実務上否定された。(iii)違憲立法審査制を導入する改革案が提出された

が、討論の俎上にも上せられなかった。③法律制定は議会によって独占されているため、事前の諮問的なものも含めて、レフエレンダムは認められない。

一八七五年憲法によれば法律は実質的に定義されず、もっぱら形式的概念によって規定される。それは、議会が個人のために自由を設け、あるいはそれを制約したり廃止したりする絶対的な権力を得たことを、意味する。こうして議会を担い手とする共和主義的改革ないし反教権主義政策が可能となった。

第一部 まとめ

「立法者の声は人民の声」という革命期の構想は、選挙と結びついた代表の概念を基礎に、議会中心主義として実現をみる。「ナシオン主権—ナシオン代表」理論に基礎をおいた議会制は、一七九一年憲法体制とは異質なものの混入の結果、その形態を完成する。この《普通選挙—議会—行政府》というシステムは、選挙民の主体的な働きかけがなくとも機能しうる。動力は議会多数派にある。議会内で多数派を構成する政治的エリートたちが国民意思を決定する。システムがこの決定を権威づけるのである。議会の万能を許すこのシステムが機能しえたのは、自由主義ブルジョワジー、中間層、農民層の間に、社会の基本的枠組に手をつけないというコンセンサスが成立していたからである。

第Ⅱ部 議会中心主義の驕り

第一章 だれのための共和制か

第一次世界大戦後のインフレーションの進行は、まず労働者に大きな打撃を与えた。中間層への影響は区々で、中間層内部に動揺が生じてくる。これにたいし、大ブルジョワジーと農民層は、むしろインフレーションの受益者となった。こうして人の日々の暮しそのものが政治問題となり、議会中心主義の社会的基盤にひびが生じてくる。

にも拘らず、急進党の存在が議会中心主義に一定の柔軟性を与えていた。急進党は政治イデオロギーにおいて左翼であり、経済、財政の領域で右翼の政策を支持していた。この急進党のアンビバレントな性格は議会多数派の不安定を生み出していたのであるが、そうだからこそ議会中心主義のシステムは機能しえたともいえる。社会の基本的枠組の転換を目指す政党（社会党・共産党）が政治生活に登場することにより、階級対立そのものが議会内に持ち込まれた。これら政党の要求が既成の枠を逸脱するものとなるや否や、急進党は右を向きこれらの政党の要求を合法的に抑制する。逆に右翼が勢いを盛り返してくると、急進党は左翼と結びつき、体制の維持をはかったのであった。政治イデオロギー上の左・右の境界と経済・財政領域における左・右の境界が一致しないことは、もはや明白であった。

一九三〇年代における大恐慌の影響は、フランス人の生活基盤そのものを脅かした。二大階級が生存をかけて政治シーンに登場する。多数派の振子は大きく左右へ揺れ動いた。急進党はもはや「シーソー・ゲーム」のピボットたりえなくなり、自らネオ・ラディカリズムへ転身し右翼連合の先頭に立つ。左右の

対立軸は今や経済・財政領域にある。反ファシズムのイデオロギ―も階級的亀裂を埋めることができなかった。緩衝をなくした議会は階級対立の場となり、階級間の不信が表明される場となった。一九三八年未曾有の経済危機と国際的緊張の高まりの中で、人々はもはや閉結できなかった。議会中心主義は完全にその社会的基盤を喪失したのである。

第二章 議会の代表機能

ミルラン、ドゥメルグを擁した右翼は二元型議院制の復活を通じて、権威主義的な行政府強化論を打ち出している。一たん議会中心主義のシステムが確立したところで行政府の強化を求めるばあい、改革の要点は、①行政府と民意との何らかのつながりの確保、②行政府の選任における議会への依存度の縮減にある。普通選挙に由来する議会がそのことによって民主的正当性を独占している限り、他の国家機関は議会に対抗しえない。そこで解散権の民主的契機が強調されて、《議会―選挙民―行政府》という図式が描かれる。これは選挙民が国家の最高機関となったことを意味しない。国家権力機関間の調整のために、民意が行政府によって便宜的に登場させられるだけである。こうした右翼の企図は、急進党・社会党・共産党の一致した反対の前に蹉跌する。

これに対し左翼の側は、比例代表制、定数配分の平等、小選挙区二回投票制の意義づけ等の選挙制度を通じて、議会と選挙民との関係の強化を狙った。しかしこれらの試みはいずれも成功していない。比例代表制は現実の人民の意思と議会構成の類

似性を追求するものであるが、単独で過半数を制する政党が存在しない限り、多数派形成の問題を残している。そもそも本来的な意味での比例代表制は導入されてはいない。定数配分の平等については、地域代表の思惑もあり、都市部不利の状況が一般化している。小選挙区単記二回投票制は従前は左翼の不評をかっていたが、次のような新たな意義を与えられることによって、共和主義の選挙制度と呼ばれるようになった。第一回投票において、選挙民は細かなニュアンスまで政治意思を表明する。この段階でフランスの政治勢力の国民的支持の割合、実力が測定される。第二回投票で選挙民は議会で形成されるべき多数派の政治的傾向を表明するのである。この議論は第二回目投票の際形成される政党連合に樂觀的な信頼をおいている。少なくとも戦間期のフランスの経験によれば、選挙民がとりわけ左翼多数派を指名したばあい、その意思は貫かれてはいない。選挙制度が追求している理念は、それを実現する手段を欠いているのである。

第三章 議会の立法権

第一次世界大戦中、政府はデクレによって法律の領域に介入し、議会に全権を要求した。戦争という例外状況にも拘らず、政府によるデクレ＝ロワ制定権の要求は、議会によって撥ね付けられた。しかし国防上の必要という圧力の下で、国民の食糧補給に限って、議会は原理を譲歩させて政府の全権要求に応じている。戦後の通貨危機に対処するために政府に全権を与える一九二四年三月二日法律が制定され、平時におけるデクレ＝

ロワの問題が提出された。左翼政党は法原理の名において、政府に立法権を委任できないとして、政府の全権要求に厳しく対立した。この法律は左翼が政権についた段階で一人は廃止されるが、財政の逼迫化は政権交代を促し、同じ内容をもつ一九二六年八月三日法律が成立している。原理的対立はもはやみられず、国家の高度の必要性の前に議會は譲歩したのである。一九三四年二月二八日の予算法第三八条は議會による授権の次の段階を画する。法原理の問題は論ぜられることなく、「全権の問題はそれを要求する政府に対する信任の問題」となり、授権法は信任問題とともに議決される。最終段階は、一九三七年のブルム内閣による全権要求である。デクレロワに一貫して反対してきた勢力によって全権要求がなされたのである。社会党内閣は二度に渡って全権を要求しているが、二度とも元老院によって拒否されている。信任問題が明示的に否決されたわけではなかったが、ブルム内閣は辞職した。全権要求は信任問題そのものとなったのである。経済、財政問題、国防問題の深刻化は、議會の全勢力に、デクレロワの例外的手続を認めさせるにいたったが、現実にはこの権力を手に入れるのは、社会の基本的枠組に手をつけないという点で一致している、経済、財政領域の多数派だけである。

第一次世界大戦を契機に登場したデクレロワの制度は、議會の授権、議會の承認という二つの要素からなる。議會承認前——(i)デクレロワは、議會の承認があるまでは、組織的、形式的視点から行政の行為である。(ii)デクレロワは制定された

時から法律効をもつ。(iii)デクレロワの射程：①罰則、②政府による改廃、執行の細目について通常の命令制定権へ委任。(iv)デクレロワが服すべき条件：①地域、②期間、③制定の手続、④対象・目的。議會の承認——(i)デクレロワは、議會の承認により、形式的、組織的視点から法律となる。(ii)定められた期間内にデクレロワを議會の承認に付すことは、デクレロワを爾後有効なものとする最後の条件である。(iii)それは、当該期間内に議會から承認を得ることを意味しない。(iv)デクレロワの承認が拒否されたばあい、デクレロワは将来にむかって失効する。デクレロワに対する統制——(i)政治統制：デクレロワの承認・不承認に際しての介入の他は、議會によるデクレロワの統制は純粹に理論的なものにとどまる。議會が困難な状況に直面して立法権の行使を政府に委ねたのであるから、政府による立法権行使にたいする統制を議會が有効になしえるとは考えられない。(ii)裁判統制：議會の承認前におけるデクレロワは、授権法に適合的であるや否やの観点から、越権訴訟あるいは違法の抗弁の援用によって裁判統制を受ける。この統制は個人の利害にかかわる一切のデクレロワにおよび、取消あるいは不適用という法的サンクションを伴う。しかし授権法の文言が一般的、包括的になると、裁判統制の価値を減ずる。それは危機への対応の責任を行政府に転嫁した議會の態度を反映している。

右の性質を有するデクレロワ制定権を行政府に賦与する授権法は、第三共和制憲法上許容されるだろうか。もしこの授権

法が立法権の委任を定めるものとしたら、それは違憲であつて許されない。そこで命令事項拡張説、事前承認説、非法律化説などの学説が提案されているが、いずれも十分な説明をなしていない。これらの学説は授権法を憲法の枠内になんとかおさめ、デクレトリックが法律効をもつことを認めようとしているのである。しかし授権法じしんが、授権に基づいて制定されたデクレに法律効があることを明示しているのである。授権法の存在を説明しうるのは、権限は委任できないという原則に背馳する憲法慣習だけである。議會に代表される全政治勢力、裁判所によって授権法は認知された。議會は授権法を制定して立法者の体面をかううじて保っているが、信任する政府に一切を委ねて議會主義の一連の手續を立法から欠落させ、人権保障の担い手であることを放棄したのである。

第Ⅱ部 まとめ・総括

近代議會制は、「選挙」による代表という異質な要素を混入することによって議會中心主義を完成したがために、自己崩壊していかざるをえない。(i)統治の「責任」の所在が曖昧になる。(ii)議會権力の源泉が普通選挙とされ、議會と普通選挙〔権者〕が一体視されることにより、選挙民は国政選択の自由を奪われる。(iii)議會中心主義は、授権法の制定に、法論理的に歯止めをかけることができない。(iv)議會中心主義は議會の統治能力について無反省である。(v)議會中心主義は議會以外に憲法の担い手を欠き、議會による憲法慣習の形成を許してしまう。

終 章

閉塞状況に陥った議會中心主義にたいし、戦間期にすでに二つの対応がみられた。ひとつは、民意を援用することによって議會を制約し、行政府を強化しようとする保守派の動きであり、ふたつは、選挙を通じて有権者が選択した政策を実現することによって民意に答えようとする左翼政党の立場であった。この二つの系譜は第二次世界大戦後においても、対抗して登場してくるようになる。第一の系譜に属するものとして、ルネ・カビタンの「一元型議院制と行政府の強化」型と第五共和制憲法の「二元型議院制と行政府の強化」型がある。ルネ・カビタンは政党政治の現実から出発して多数派政党が政府を運営するとしているが、そのために議會制を多数派調達の手段とみなしている。第五共和制憲法は、個々の状況に規定された利害を超越して「一般意思」を表明する理念的「人民」を措定し、解散権と人民投票発案権を通じて大統領がかかる「人民」と対話して、「人民」から「一般意思」を引き出すシステムを打ち立てた。このゴーリスム体制は大統領公選制の樹立によって完成され、議會中心主義が否定されたのみならず議會制の形骸化がはかられた。第二の改革の系譜には、ジュール・モックの憲法案、一九四六年の四月憲法草案、一九七二年の左翼共同政府綱領および議會復権論がある。前二者は現代民主政の担い手として政党を位置づけるものであるが、政党によって市民が吞み込まれる危険をはらんでいた。共同政府綱領・議會復権論のシステムは、

統治の中核を議会におき、それを支えるシステムとして、選挙民と政党(↓議会↓政府)との永続的対話を想定している。ここにいう統治は、選挙民によって選択されたプログラムの実現を意味し、選挙民はプログラムを政府に実施させるための統制手段を確保することにより、意思決定過程を統括する。プーブルの意思を不断に再創造し、プーブルによる主権行使の過程を示すこのシステムは、プーブル主権原理の現実におけるひとつの可能性として考えられよう。

〔博士論文審査要旨〕

論題 議会制の「近代」と「現代」

——フランス第三共和制憲法とその運用を中心に——

論文審査担当者 主査 杉原泰雄

上原行雄

浦田一郎

1 本論文は、議会中心主義の確立と崩壊という、近現代の市民憲法の、とくに統治機構の根本問題を、フランス第三共和制の場合に焦点を合せて実証的に検討する。二〇〇字詰原稿用紙二七六〇頁に及ぶ研究である。

その構成は、以下のようである。

序 章 議会制の史的研究の課題と視角の限定……………一

(1) 問題の所在……………	三
(2) フランス憲法の特質……………	三〇
A 議会制をめぐる二つの対抗モデル……………	四
B その後の展開……………	三七
(3) 本稿の視角……………	三七
第I部 議会中心主義の確立……………	二九
第1章 共和主義的環境の熟成……………	二九七
第1節 社会的背景……………	二九
(1) フランス資本主義……………	三〇〇
(2) 労働者……………	三三
(3) 農民層……………	三三〇
(4) 中間層……………	三三
第2節 共和制の樹立……………	三六七
(1) 共和主義的世論の形成……………	三八
(2) 一八七五年憲法の制定……………	四〇七
A 体制の選択……………	四〇
B 統治構造……………	四九
C 選挙制度……………	五四
(3) 二つ共和制……………	六七
第2章 議会の代表機能……………	六七
第1節 二元型議院制から一元型議院制へ……………	六八
(1) セーズ・メ事件……………	六九
(2) 一八八四年憲法改正……………	七五
第2節 議会と選挙民……………	六七

(1)	選挙制度	六九	(4)	右翼・極右	一四七
A	元老院議員の選挙に関する一八八四年十二月九日の組織法	六九	第2章	議会の代表機能	一四九
B	代議院議員選挙法	八六	第1節	二元型議院制復活の試み	一五一
(2)	選挙過程	八三	(1)	ミルラン事件	一五三
A	単記投票制の問題点	八三	(2)	ドゥメルグ内閣と国家改革論	一五五
B	選挙活動	八二	第2節	議会と選挙民	一五九
C	政党の発達	八八	(1)	選挙制度	一五〇
(3)	選挙の効果	八二	A	一九一九年七月十二日法律——比例代表制導入の試み	一五〇
第3章	議会の立法権	九六	B	一九二七年七月二十一日法律——単記投票制の復活	一五四
(1)	議会の最高法定立権	九二	C	一九三一年のマンデル法案と各党の立場	一六八
(2)	議会による共和主義的改革	一〇五	(2)	選挙の効果	一七〇
第I部	まとめ	一〇五	第3章	議会の立法権——デクレリロワを中心にまえおき フランス公法と法形式	一七三
第II部	議会中心主義の嚢り	一七	第1節	議会による授権の実行	一七五
第1章	だれのための共和制か	一八三	(1)	一九一四年と一九一八年戦争の経験	一七九
第1節	社会的背景	一八五	(2)	「デクレリロワ」の敵対視	一八三
(1)	フランス資本主義	二二	(3)	国家の高度の必要性の前の譲歩	一八五
(2)	労働者	二五	(4)	信任問題とともに議決される授権法	一八七
(3)	農民層	二五	(5)	信任問題としての全権要求	一九〇
(4)	中間層	二五	第2節	デクレリロワの制度	一九九
第2節	政党の再編	二九	(1)	議会の承認前のデクレリロワ	二〇五
(1)	共産党	二四	(2)	議会によるデクレリロワの承認	二〇九
(2)	社会党	二五			
(3)	急進党	二九			

(3) デクレットワに対する統制	二〇九
第3節 第三共和制憲法と授権法	二二七
第II部 まとめ	二二〇
総括 議会制の危機の構造	二二九
A 社会的基盤の変化	二二三
B 議会中心主義の論理的破綻	二二三
終章 議会制のゆくえー議会制改革の二つの系譜ー	二四〇
(1) カレ・ド・マルベールの問題提起	二四二
(2) 行政府の強化	二四九
a 一元型議院制と行政府の強化	二四九
b 二元型議院制と行政府の強化	二五〇
(3) 議会の強化	二五七
a ジュール・モックの憲法案	二五七
b 一九四六年四月憲法草案	二六二
c 左翼共同政府綱領と議会復権論	二六六
おわりに	二六九
2 論文の要旨は、以下のようである。	
(1) 序章の(1)では、市民憲法を、歴史的社会的には、資本主義経済を基盤としその展開・維持を主要な課題とする国家の根本法と規定する。それは、資本主義経済に適合的な構造を維持しつつ、資本主義の展開に対応する。市民憲法が資本主義の展開に対応するという場合、そこには、国家権力の現実の主体と被統治主体との対立抗争の諸関係が存在し、作用している。生産関係の両極およびその周辺に形成される諸階級が自己に適合	

的な社会・政治秩序を求めるからである。独自の所有制度と權力原理をもちうるのは、この階級のみである。

憲法史においては、階級対立のさげ目を埋める中間層の存在を軽視しえない。中間層は、生産関係の両極から相対的にその存在を規定しうる層として、独自の階級意識をもちえず、変革期には創造的・主体的役割を第一次的には担いえない。社会と政治の基本的な枠組みを前提としつつ、ときには相当に重要な役割を果たす。

議会制が普通選挙と結合し、議会が階級抗争の場となると、諸階級が議会制にどう対応するか、が問題となる。

序章の(2)では、検討の素材をもっぱらにフランスの第三共和制に求めることを表明する。その理由は、フランスにおいては、大革命以降、階級意識・階級対立が比較的に鮮明で、その対立が、異なる主権原理・代表制原理という形をとって顕現していることに求められる。ブルジョワジーは、民意からの独立を保障されたナシオン代表による政治を帰結するナシオン主権・ナシオン代表制を一貫して維持し、他方労働者を中心とする民衆の側は徹底した民意による政治を帰結するプーブル主権・プーブル代表制をこれに對置していた。いずれの原理を基礎にもつかによって、議会制のあり方はまったく異なったものとなる。この対抗関係は、第三共和制にもち込まれている。

序章の(3)では、第三共和制を、第一次世界大戦を境にして、議会中心主義が確立される第三共和制の前半と、確立された議章中心主義が自己崩壊していく第三共和制の後半(戦間期)と

に区分し、議会の代表機能とその立法権に焦点を合せて検討をする旨が指摘される。

(2) 第1部の第1章第1節では、第三共和制の成立時にすでにフランスの社会が二大階級に分裂し、労働者階級が政治的にも独自の階級として登場してきていること、およびそれにもかかわらず、第三共和制の前半期にはなお労働者階級が存在がブルジョワジーの支配をゆるがすまでには至っていないことが指摘されている。労働者階級の全人口に占める比率は3分の1にすぎず、広汎に存在する農民層・中間層(新しい社会層)が階級対立の緩衝を形成していたからである。この「新しい社会層」は反動にも革命にも否定的で、議会に階級対立がもちこまれるのを阻止しようとしていた。

第2節は、一八七五年憲法をはじめとする第三共和制初期の改革によって一つの共和制が樹立されたが、それにもう一つの共和制が対置していたことも明らかにする。樹立された共和制は、ナシオン主権を原理とし、憲法の改正権・立法権は二院制の議会に包括委任され、議員は全国民の代表として命令的委任の禁止・免責特権の保障によって有権者から独立を保障され、大統領も国民代表として無答責でかつ多く実質的権限をもち、解散権は代議院と大統領の間の紛争解決手段・大統領の地位強化の手段として把握され、普通選挙権は二元説的に解され、共和制の目的は現行の秩序を維持することにある、とするものである。対置されたもう一つの共和制は、プーブル主権を原理とするもので、憲法の改正と立法は本来プーブルの意思によるべ

きものとされ、議会はプーブルの受任者の集りとしてプーブルの意思に従属することを当然とされ、大統領は議会の受任者として議会に従属し法律の執行のみを任務とすると解され、それ故解散は受任者による委任者の解任として消極的に解され、普通選挙権はプーブル主権からの当然の帰結として投票価値の平等をも要求し、この共和制の窮極の目的は社会改革の推進にある、とするものである。

一八七五年憲法は、前者の共和制を樹立したが、後者の影響もあって、共和制の全権力の源泉が普通選挙権者にあることは認めていた。それ故に、その貫徹を阻止すべく、元老院(第二院)制度や大統領による解散制度を導入していた。二元型議院制の構造である。

第2章では、「セーズ・メ事件」や「一八八四年の憲法改正」を通じて、一元型議院制が勝利を占めたことが解明される。つまり、普通選挙から帰結された多数派が尊重されるべきであり、大臣は議会にのみ有責で、無答責の大統領は副書なしにはいかなる権限の行使もできず、解散権の行使にもその観点からの制約が加わったとする。しかし、選挙制度の部分的改良にもかかわらず、また半代表制状況の出現にもかかわらず、小選挙区単記投票制が原則であったために、プーブルが選挙を通じて政策を形成する状況には至っていないとする。

第3章では、以上を通じて、一八七五年憲法下で、議会が憲法改正を含めて立法権を独占したこと(違憲立法審査制度もレフレンダムも認められていない)および選挙に由来する議会

のみが主権者の声を表明すること、を内容とする議会万能の議
会中心主義が成立したことを明らかにする。

第一部のまとめでは、一八七五年憲法制定の際の多数派が、
権力の正当性の根拠は普通選挙にしか求められないという時代
状況を認識しつつも、多数者支配が国家意思決定を支配するこ
とがないよう二元型議院制を狙っていたが、「セーズ・メ事件」
以降、一八七五年憲法は、普通選挙に由来する代議院を統治の
中心とする一元型議院制・議会中心主義として運用されるに至
ったこと、および第三共和制前期の段階に議会の万能を許すこ
の機構が機能しえたのは、自由主義ブルジョワジー・中間層・
農民層の間に社会の基本的枠組みに手をつけないというコンセ
ンサスが成立していたことによる旨が要約的に指摘されている。

(3) 第二部の第一章では、第一次世界大戦後のインフレと一
九三〇年代の経済大恐慌によって、社会構成に変動がおこり、
政党が再編成されていくこと、および、その結果、階級対立が
議会にもち込まれ、迅速な対応を要する生活問題が議会の最重
要課題となっていくことを入念に分析する。そして、社会変動
と政党の再編成によって緩衝地帯が失われ、議会中心主義の成
立しうる基盤が失われてしまったことも析出する。

第二章では、このような事態に対処するための二つの試みが
紹介される。一つは、二元型議院制を復活しようとするミルラ
ン、ドゥメルグ等の試みである。大統領個人に解散権を認め、
大統領の選挙人団を拡大することによって大統領の権威を強化
し、支出についての議員提案を禁止し、一定の場合に前年度予

算施行の承認等に訴えることを認めようとするものである。他
は、比例代表制、定数配分の平等、小選挙区二回投票制の意義
づけ等選挙制度のあり方をめぐるもので、議会と有権者の関係
を強化することによって、事態に対処しようとするものである。

第三章では、議会中心主義の破綻を典型的に示す授権法（全
権法）ーデクレ・ロワの問題を検討する。第一節では、その
実行を、(1)「一九一四―一九一八年戦争の経験」、(2)第一次世
界大戦直後における「デクレ・ロワ」の敵対視、(3)二〇年代
末から三〇年代初頭にかけての「国家の高度の必要性の前の譲
歩」、(4)三〇年代中葉における「信任問題とともに議決される
授権法」、(5)三〇年代末における「信任問題としての全権要求」
として、実証的に検討する。(5)の段階においては、デクレ・ロ
ワに反対してきたグループによっても、例外状況における必要
悪としては認められ、授権法が信任問題の最終形態となるに至っ
たこと、および問題の焦点は違憲・合憲ではなくそれによって
実行される政策となるに至ったこと、が明らかにされている。

第二節では、デクレ・ロワの法律問題が、(1)「議会の承認前
のデクレ・ロワ」(A・デクレ・ロワは議会の承認があるまで
は、組織的・形式的視点から行政行為である、B・デクレ・ロ
ワは制定された時から法律の効力をもっている、C・デクレ・ロ
ワの射程、D・デクレ・ロワの服すべき条件)、(2)「議会に
よるデクレ・ロワの承認」、(3)「デクレ・ロワに対する統制」
(A・デクレ・ロワの政治的統制、B・デクレ・ロワの裁判統
制)に分けて、詳細に検討されている。

第三節では、デクレロワの憲法問題が、違憲論・合憲論にわたって丹念に紹介・検討され、合憲論が一般に成功していないこと、それを正当化しうる説明があるとすれば憲法慣習論のみであるが、違憲の憲法慣習は可能かの問題が残ること、が指摘されている。

第二部のまとめおよび総括では、①第三共和制前に、普通選挙に基礎をおく一元型議院制・議會中心主義が成立したが、それは広汎に存在する中間層・農民層が階級対立の緩衝地帯を形成していたことによって機能しえたこと、②しかし、第一次大戦後のインフレと三〇年代の世界恐慌で中間層が分裂し、階級対立が議會の中にもち込れることによって、議會中心主義の社会的基礎が失われるに至ったこと、および③それに対応して、議會中心主義が、政府（多数派）の形成においても、立法能力においても、事態に対処しうる構造をもたず、破綻せざるをえないことが、確認されている。

(4) 終章では、このような議會中心主義の破綻にどう対応するか、「議會制のゆくえ——議會制改革の二つの系譜——」として、第二次世界大戦後にまでわたって検討されている。すでに戦間期に、民意を援用することによって議會を制約し、行政政府を強化することによって対応しようとする保守派と、選挙に政策選択の役割をあたえ選挙民の選択した政策を議會によって具体化しようとする左翼政党の対応がみられた。ここでは、その検討を第三共和制後にまで拡大し、前者の系譜に属するものとして、ルネ・カピタンの「一元型議院制と行政政府の強化」

の構想と第五共和制憲法の定める「二元型議院制と行政政府の強化」の構想が、また後者の系譜に属するものとしては、「ジュール・モックの憲法案」、「一九四六年四月憲法草案」および「一九七二年の」左翼共同政府綱領と議會復権論」等の諸構想が、対比して検討されている。フランスの民衆は、一貫して「プーブル主権」を掲げて、国家意思の形成過程から疎外された「プーブル」にその介入手段を確保し、国家意思の形成過程の支配を求めてきたが、みずからその役割を果さないのであれば、みずからの運命を委ねる「主人」を求めるはかばかしいとする。

3 以上が本論文の要点であるが、そこには以下のような長所が認められる。

① 近現代の市民憲法は、国民主権・国民代表制を統治の中心に据え、議會中心主義をとろうとしている。しかし、現代においては、どの国においても、それはうまく機能していない。この問題を、国においても時代においても最良の場を選んで本格的に検討したことは積極的な評価に値する。フランスは、対抗する諸原理の故もあって、フランス革命の中で、ナシオン主権・ナシオン代表制を自覚的に樹立した。第三共和制前期には、普通選挙制度と結びついた議會中心主義として具体化している。しかし、この議會中心主義は、普通選挙によって社会の亀裂を議會内にもちこむことにより、とくに戦間期には機能麻痺の状況に陥っていく。デクレロワの常態化と多数派（政府）形成能力の喪失はそれを象徴的に示すものである。このような麻痺

状況を克服すべく、「プーブル主権」的な立場と、「ナシオン主権」の枠内における権威主義的な立場から異なった対応も提起されている。このように、事態、要因、対応のいずれの面においてもとくに注目し値する国と時代が検討対象として設定され、それを素材として統治機構の根本問題と本格的に取り組んだことは積極的な評価に値する。

② 検討にあたっては、入手可能な第一次および第二次資料が網羅的に読破され、整理され、利用されている。日本においてはもちろんのこと、フランスにおいても、ここまで資料面でふみこんだ論文は稀といいいいであらう。この意味でも、本論文は積極的な評価に値するものといえる。

③ 本論文は、全体の構想と論証においても注目に値する。とりわけ議会中心主義の成立と崩壊の社会経済的、政治的および法論理的な必然性とそれへの二つの型の対応を明らかにしていることは、②と相まって、現代市民憲法の統治機構の根本問題における問題状況をよく析出してゐる。

④ 総じて、フランス第三共和制に素材を求めつつも、本論文が、憲法学のこの分野の研究においてすぐれた一里塚を据えるものであることは間違いないものと思われる。

しかし、まったく問題がないわけではない。以下のような気になる点もある。

① 筆力にまかせて書きすぎているとの感が残る。大筋にか

かわりのない枝葉の部分については不用意な論述に立入ることを避けるなど、書き方を工夫して欲しいと思われる部分が散見される。

② 序章における規定と終章部分との関係で気になる部分もある。序章では、中間層は変革期には創造的・主体的役割を第一次的には担いえないとされ、諸階級がその担い手とされているが、第二次大戦後の分析にかんする終章では、この規定がかならずしも明瞭ではない。それ故に、現時点における変革の構造も、理解しにくくなっている。

③ 終章前ではもっぱら第三共和制を分析してきたにもかかわらず、終章で第二次世界大戦後に飛躍していることも気になる。第三共和制下における二つの型の対応がとくに明確になるのが第二次世界大戦後のことであるところからすれば、理解しえないわけではない。しかし、本論文の主たる検討対象が第三共和制であるところからすれば、終章部分の扱い方にはなお工夫が必要であつたと思われる。

しかし、以上の問題点は、本論文の質にかかわるものではない。審査員一同は、所定の面接試験の結果も考慮して、竹内康江氏に対して一橋大学法学博士の学位を授与するのが適当と判断する。

昭和六十年十一月十三日